



法人の税務調査について

税務署

◆税務調査って何？

税務署などが、**納税者の申告内容を帳簿などで確認し、誤りがあれば是正を求める**調査手続のことです。

① 脱税等の疑いがなく、事前の通知がある「任意調査」 ② 脱税行為が疑われる場合の「強制調査」
の2種類がありますが、今回は一般的に行われている「**任意調査**」についてお伝えします。

◆AIを活用した税務調査とは？

近年、国税庁では、法人税や消費税の申告データ、法定調書などの情報を **AI** で分析し、申告誤りの可能性が高い法人を選定しています。例えば、『**売上高や利益率が急激に変動している**』『**同業他社と比較して利益率が著しく低い**』『**外注費や交際費が異常に多い**』といった項目を分析し、調査対象の選定に活用しています。今後はさらにデータ分析が進み、申告内容の不整合は発見されやすくなると考えられます。

◆税務調査（任意調査）の流れ

1. 事前通知

税務代理を行っている税理士に、税務署から税務調査の連絡が来ます。

日程・場所・税目・対象期間（通常3年分）・調査官の人数などが通知されます。日程は調整可能です。

※対象期間については、仮装隠蔽等の悪質な申告があった場合、最長7年分になります。

2. 事前準備

経営者・経理担当者は、調査官へ提示する可能性がある**原始証憑（請求書・元帳など）**を用意します。

税理士・担当者との事前確認も行っておくのが好ましいでしょう。

3. 実地調査

調査当日、調査官が事務所等を訪れ、実地調査が始まります。**経営者・経理責任者は同席し、調査官からの質問や書類請求に虚偽なく応じる**必要があります。※税理士・担当者も同席します。

4. 結果通知

調査によって申告の誤りなどが認められた場合には、調査官が説明を行い、修正申告を勧奨します。経営者・経理責任者は税理士などと相談し、その内容に納得した場合、修正申告を行います。納得できなかった場合、再調査の請求等が可能です。放置した場合は、税務署長から強制的な更正処分などが下されます。

【重加算税とは？】

税務調査によって申告漏れが判明した場合、追加で税金を納付するだけでなく、加算税が課されることがあります。その中でも最も重いペナルティが「**重加算税**」です。重加算税は、単なる計算ミスや勘違いではなく、帳簿の改ざんや売上の隠蔽など、**意図的な仮装・隠蔽行為**があった場合に課されます。

【重加算税が課されるとどうなる？】

重加算税の税率は次のとおりです。**過少申告の場合⇒35%**
無申告の場合⇒40% 例えば、税務調査によって法人税等の不足額が100万円発覚した場合、重加算税だけで35万円が追加されます。さらに、本来納付すべき日からの**延滞税**も発生するため、**実際の負担額はさらに大きく**なります。また、一度重加算税を受けると、その後の税務調査でも重点的に確認される可能性が高くなります。

重加算税の対象となる主な事例

- ☆売上除外：現金売上の一部を帳簿に計上せず売上を少なく申告していたケース
- ☆架空外注費：実際には支払っていない外注費を計上し利益を圧縮していたケース
- ☆スクラップ売却代金の除外：金属くず等の売却代金を会社の売上として計上せず、帳簿外で管理していたケース
- ☆私的支出の経費計上：個人的な飲食代や旅行代、家族の支出などを会社経費として計上するケース

◆対策

税務調査への最善の対策は、日頃から**適正な記帳と証憑書類の保存**を徹底することです。取引内容を**いつでも説明できる状態**にしておくことが、調査時の安心につながります！

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：米田）